2　測定器の設定等

⑴　スペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	搬送波周波数
掃引周波数幅	設備規則別表第二号に規定する占有周波数帯幅の許容値の２倍から3.5倍まで
分解能帯域幅	設備規則別表第二号に規定する占有周波数帯幅の許容値の１％以下
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の３倍程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力レベル	搬送波レベルがスペクトル分析器雑音レベルより50dB以上高いレベル
データ点数	400点以上
掃引時間	１サンプル当たり１バーストが入ること
掃引モード	連続掃引（波形が変動しなくなるまで）
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

⑵　スペクトル分析器を用いて得られた測定値は、外部又は内部のコンピュータによって処理する。

3　試験機器の状態

⑴　試験周波数に設定し、占有周波数帯幅が最大となるようなバースト送信状態㈱とする。

⑵　変調符号は、標準符号化試験信号で変調する。標準符号化試験信号に設定できない場合は、通常運用状態において占有周波数帯幅が最大となる変調符号とする。

⑶　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子ごとに通常運用状態において占有周波数帯幅が最大となる変調符号とする。

4　測定操作手順

⑴　掃引を終了後、全データのdBm値を電力次元の真数に変換する。

⑵　全データの電力総和を算出し、「全電力」値とする。

⑶　最低周波数のデータから順次上に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5％となる限界データ点を算出する。その限界データ点を周波数に変換して「下限周波数」とする。

⑷　最高周波数のデータから順次下に電力の加算を行い、この値が「全電力」の0.5％となる限界データ点を算出する。その限界データ点を周波数に変換して「上限周波数」とする。

⑸　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子において測定する。

5　試験結果の記載方法

⑴　占有周波数帯幅は、「上限周波数」及び「下限周波数」の差として算出し、MHz単位で記載する。

⑵　複数の空中線端子を有する場合は、それぞれの空中線端子での測定値のうち、最も大きなものを記載するほか、参考としてそれぞれの空中線端子の測定値も記載する。

6　その他

⑴　3⑶において、占有周波数帯幅が最大となる状態とは、全サブキャリアが同時に送信する状態のみでなく、2⑴において波形が変動しなくなるまで連続掃引することによって、占有周波数帯幅が最大となる状態に設定する。

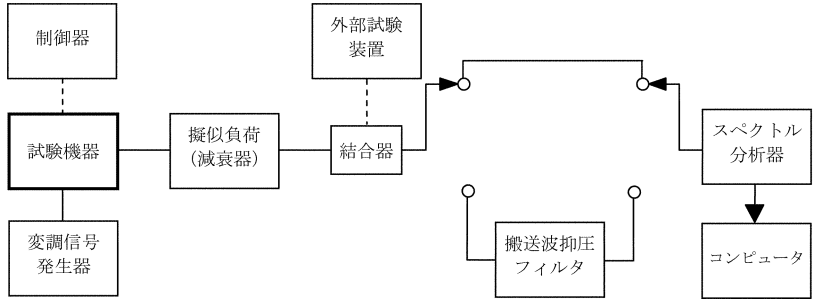
⑵　試験機器単体で試験周波数を送信できない陸上移動局にあっては、外部試験装置を用いることができる。

⑶　複数の空中線端子の場合であっても、空中線選択方式のダイバーシチ等の場合は、同時に電波を発射する空中線端子のみの測定とすることができる。ただし、空中線の選択回路に非線形素子を有する場合は省略しない。

注　送信バースト長を可変する場合は、送信バースト時間が最も短い時間に設定する。

六　スプリアス発射又は不要発射の強度

1　測定系統図



2　測定器の設定等

⑴　搬送波抑圧フィルタは、必要に応じ使用する。

⑵　不要発射探索時のスペクトル分析器を次のように設定する。

掃引周波数幅	（注１）
分解能帯域幅	（注１）
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	（注２）
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
データ点数	400点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

⑶　不要発射振幅測定時のスペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	検出した不要発射周波数（注３）
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	（注４）
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の３倍程度
掃引時間	測定確度が保証される最小時間
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

⑷　特定周波数帯の不要発射探索時のスペクトル分析器を次のように設定する。

掃引周波数幅	（注５）
分解能帯域幅	３kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引時間	測定確度が保証される最小時間
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
データ点数	400点以上
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク